

輝く市民協働大賞表彰要領

1 目的

日頃から市民の公益活動に尽力している団体や個人を表彰することにより、活動する団体や個人の顕彰及び市民活動に対する市民意識の更なる醸成を図り、もって本市の協働型社会づくりに寄与することを目的とする。

2 表彰対象

表彰の対象となる活動分野については、特に定めはないが、以下の項目のいずれにも該当する団体等であること。

(1) 市内で、5年以上にわたり、継続して公益的な活動を行っている民間団体等

(2) 今後も、更なる活動の充実が期待される民間団体等

※民間団体等（公益法人、NPO、ボランティア団体、自治会組織、企業などのほか個人も含む。）

3 申請方法

申請は自薦又は他薦とし、別に定める様式（推薦書）を指定期日までに、地域自治課に提出しなければならない。

4 審査及び決定方法

(1) 提出された推薦書を基に、事前の書類審査及びプレゼン審査、質疑応答（併せて15分程度）により行う。日南市協働のまちづくり推進委員会の委員及び日南市地域自治課長による審査を実施し、1団体を決定する。

※プレゼン審査日については、申請団体に後日通知いたします。

(2) 被表彰者の決定にあたっては、以下の審査基準を参考に行う。また、必要に応じて関係各課と協議を行うものとする。

※推薦書作成にあたっては、以下の基準を考慮し作成してください。

- ①先駆性・独自性・・・他の模範となる先駆的な取組、ユニークさ、創意工夫、地域独自の歴史的・地理的・社会的特性を活かした取組 等
- ②自走性・・・・・・活動の運営方法 等
- ③継続性・・・・・・活動の継続、効果や実績の定着 等
- ④発展性・・・・・・規模の拡大や内容の多様化、他地域への波及 等
- ⑤協働性・連携性・・・住民と行政の協働、住民との連携、国や県との連携 等
- ⑥効果・・・・・・住民の満足度、地域経済の活性化、雇用の創出、新たな地域文化の創造、地位の知名度やイメージの向上 等

5 表彰の方法

表彰は、市長が表彰状及び奨励金を贈呈して行う。

6 その他

受賞者は、「地域づくり活動支援交付金」活動報告会において、その活動事例を市民に報告するものとする。